

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和59年度 昭和63年度 平成8年度 平成15年度 平成21年度 平成26年度

扶桑町農業振興地域整備計画書

平成27年2月

愛知県丹羽郡扶桑町

目 次

ページ

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向	3
(1) 土地利用の方向	3
ア 土地利用の構想	3
イ 農用地区域の設定方針	4
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画変更の基本方針	6
(1) 農用地利用計画変更の留意事項	6
(2) 農用地区域変更の具体的基準	6
3 農用地利用計画	7

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4 他事業との関連	8

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向	11
2 農業近代化施設整備計画	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向11
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画11
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動11
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連11

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標12
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策12
- 3 農業従事者就業促進施設12
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連12

第8 生活環境施設の整備計画

- 1 生活環境施設の整備の目標13
 - (1) 安全性13
 - (2) 保健性13
 - (3) 利便性13
 - (4) 快適性14
 - (5) 文化性14
- 2 生活環境施設整備計画14
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連14
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連14

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号；該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号；該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号；該当なし）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図（付図7号）
- 8 表示の手段としての平面図（付図8号）

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域16
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域16
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域16
- (2) 用途区分17

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は愛知県の北西部に位置し、木曾川をはさんで岐阜県各務原市と接し、県内は犬山市、江南市、大口町と隣接しており、名古屋市へは約20kmの距離にある。

農地のほとんどが平坦な木曾川沖積層であり、肥沃な農地となっている。水田が東部に、畑地在西北部に比較的まとまって保全され、畑地については根菜類の生産適地となっている。

土地は、町民生活や産業活動の基盤となる大切なものであり、土地利用のあり方は町の姿や将来の発展方向に大きな影響を及ぼす重要なものであることから、効率的で秩序ある土地利用に努める必要がある。このため、第4次扶桑町総合計画に基づく土地利用構想により本町の地域特性を総合的に勘案しつつバランスの取れた土地利用を計画的に推進する。

本地域内における土地利用については、名古屋市近郊の優位な条件にあることから、都市的土地利用への用途の移動が進み、今後とも住宅、商業等の土地需要の増大が見込まれる。特に、町の東部には東海地方と飛騨地方及び北陸地方を結ぶ物流の大動脈である国道41号が南北に走っている。本地域から自動車約15分の小牧インターチェンジを経由して、東名・名神高速道路及び東海北陸自動車道等の高速道路により関東・阪神・北陸方面へ接続し、平成13年には名古屋高速小牧線が名神高速道路小牧インターチェンジまで延長され、交通アクセスは利便性に優れている。平成25年度に6車線化が事業採択された国道41号沿いの高雄東部地区の土地利用については、第4次扶桑町総合計画において「産業流通ゾーン」と位置付けられており、物流施設や技術先端型・指定集積業種の工場の新たな立地の誘導を促進し、産業振興に資する土地利用を図る。

一方、農業的土地利用については減少傾向にあり今後も減少が見込まれるが、農地は農業の基礎的な資源であるので他用途への転用に対しては慎重に対応することとし、農用地区域内の優良農地の保全を基本に将来における必要な農業生産の確保に努める。

農業振興地域内における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は、以下のとおりである。

単位：h a ・ %

	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 26年	262	41	1	0	6	1	138	21	8	1	232	36	647	100
目標 31年	257	40	1	0	6	1	139	21	11	2	233	36	647	100
増減	△5	△1	0	0	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 262ha のうち、概ね次に掲げる農用地 a～d 以外の農用地 137ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集落区域内（連接集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当農用地面積 約 98.0ha

- b 自然的な条件等からみて農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

小淵字西島、小淵字中島、小淵字郷東の一団の畑 約 4.0ha

- c 10ha に満たない規模の農用地の集団で、集落周辺にあり、今後宅地化が見込まれる農用地

該当農用地面積 約 13.1ha

- d 都市マスタープランにおいて都市拠点の一つである、健康福祉交流拠点とされている農用地

該当農用地面積 約 9.9ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内については設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内における農用地は約137haである。その内訳は田48%、畑52%であり、土地改良事業による基盤整備が完了している。田については引き続き水稻を主体とし、畑については露地野菜を主体として施設野菜等の利用も図る。今後においても、引き続き農用地内の道路及び用排水の維持に努め、農用地の効率的利用を推進する。

用途別利用状況は、次のとおりである。

単位：ha

	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
東部地区 (A)	80	—	—	0	80
西部地区 (B)	57	—	—	0	57
計	137	—	—	1	138

(注) 1 「0」：単位に満たないもの(0.5ha未満)

2 「—」：調査は行ったが皆無であるもの

イ 用途区分の構想

(ア) 東部地区(A-1・A-2)

当地区の入鹿用水系に属する平坦な約63haの田については、集団化がされており大型機械に対応する条件を備えているが、国道41号沿いの一部地域は第4次扶桑町総合計画において「地の利」を活かした効率的で秩序ある土地利用に努めるため「産業流通ゾーン」として位置付けられていると同時に都市計画法第34条第12号の規定に基づき27.2haを、愛知県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条の区域とし、農業的土地利用との適切な調整を行ったうえで物流施設や技術先端型・指定集積業種の工場の新たな立地の誘導等を促進し、産業振興に資する土地利用を図るとともに、農業の担い手に配慮しつつ今後も引き続き田として利用すべき区域とを明確化していく。

(イ) 西部地区(B-1・B-2・B-3)

当地区の丹羽用水に沿った帯状の約3haの田については、水利条件も整備されているため、引き続き田として利用を進める。木曾川沖積層によって形成された平坦な約54haの畑は、根菜類の栽培に適している。とりわけ守口大根は本地域の特産野菜であり、今後もほ場の集団性の維持に努め、併せて施設野菜等への利用を図るなど農用地の効率的利用を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画変更の基本方針

農用地利用計画は、農業振興の基盤となるべき農業用地の確保、農業基盤整備の計画的な実施及びその効果の維持保全を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用計画を定めるもので、農業振興地域整備計画の根幹をなすものである。したがって、この計画の変更にあたっては、十分な調整と慎重な配慮が求められるため、次のとおり実施するものとする。

(1) 農用地利用計画変更の留意事項

- ・ 平成25年3月に策定した第4次扶桑町総合計画「後期基本計画」(2013年～2017年)との整合が図られていること。
- ・ 非農業部門からの影響に対しては、農業との調和を前提に、農業振興を損なわない範囲において、地域の実情に応じた計画的な誘導が図られたものであること。とりわけ、住宅地との土地利用の混在が相当程度進んだと見られる町西部地区内等においては、隣接する農業的土地利用への特段の配慮がされるよう調整を図るものとする。
- ・ 現に農用地として整備・保全されている農用地区域内の土地については、引き続き農用地区域とする。
- ・ 農用地として将来にわたって保全していくことが困難又は不相当と考えられる土地については、他の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、利用上の支障が軽微である場合は、農用地区域から除外する。
- ・ 変更計画は、地域農業者ならびに農業関係団体等の意向を尊重したものであること。

(2) 農用地区域変更の具体的基準

(ア) 編入

- ① 概ね10ha以上の集団的農用地で、営農状況もよく、将来にわたって保全することが望ましい土地
- ② 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が完了又は施工中、もしくは計画されている土地
- ③ 農業用施設用地のうち、①又は②の土地に介在又は隣接するもので、①又は②の土地と一体的に保全する必要のあるもの、もしくは2ha以上の規模の農業用施設用地

(イ) 除外

- ① 集落に介在する土地
 - ・ 過去20年以上農業生産基盤整備事業が行われておらず、農用地として将来にわたって整備・保全することが困難又は不相当と考えられる概ね20a未満の居宅等と混在した集落介在地で、除外後における周辺の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、その利用上の支障が軽微である土地
- ② 近代化を図ることが相当でない次の全てを満たす土地
 - ・ その土地の位置、地形等の自然的な条件、その他営農条件が悪く生産性が低い土地
 - ・ 過去30年以上農業生産基盤整備事業が実施されておらず将来においても計画のない土地

- ・ 除外後における周辺の農用地区域の集団性・連担性を損なわず、その利用上の支障が軽微である土地
- ③ 随時に発生する開発事業計画のある土地
- ・ 計画的な公用・公共用施設のうち、事業化の段階に至った事業及び民間による具体的な非農業的開発事業で、その必要性・緊急性が認められ、農用地区域除外のための法定要件のすべてを満足し、かつ必要となる他法令等の許認可の見込みが明らかな土地
- (注)：除外する面積の基準を概ね20aとした理由は、町内の整備済みほ場の区画が20a～30aであることを考慮し、これを下回る面積としたことによる。

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内にある現況農用地は262haであり、その内訳は田76ha、畑186haである。昭和37年から土地改良区による耕地整備事業が施工されたのを始め、かんがい排水事業、農道整備事業等が順次実施され、農業生産基盤の整備はほぼ完了している。今後は、既設の道路及び用排水路の維持管理をすることにより農用地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
県営畑地帯総合土地改良事業	排水路 2,900m	江南市 犬山市 扶桑町	37	No.1	般若2期 平成22年度～ 平成27年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域内は住宅の建築、事業所、商業施設等の進出が今後もさらに見込まれる一方において、農業従事者の高齢化や農家世帯の兼業化が進行する中で、農地の無秩序な廃や耕作放棄地増加が危惧されている。したがって、国営・県営等によって整備された優良農地等を中心として、保全すべき区域を明らかにしたうえで区域内の耕作放棄地の発生防止・解消に努めるものとする。このため土地所有者等の理解と協力を得て、地域農業の担い手への農用地利用集積を進める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲(ha)		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
国営総合農地防災事業	頭首工改修1ヶ所 用水路改修32,000m 排水路改修27,300m	愛知県 13市 5町	10,139	No.1	新濃尾(二期) 平成19年度～ 平成34年度
県営特定農業用管水路特別対策事業 扶桑地区	用水路(石綿管取替) 8,000m	扶桑町	216	No.2	扶桑 平成23年度～ 平成28年度

3 農用地等の保全のための活動

優良農用地として保全すべき区域における耕作放棄地の発生防止・解消については農業委員会の定期的な農地パトロール(利用状況調査)を通じて地権者への啓発に努め、併せて利用意向調査をし、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業で、地域農業の担い手に農用地の利用集積を推進するものとする。また、農地がもつ多面的機能を支えるため、今後も地域ぐるみで農用地等の保全に努めていくものとする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、町内の優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得（家族経営体においては1戸あたり800万円程度、企業的経営体においては1戸あたり1,400万円程度、新たに農業経営を営もうとする青年等の個別経営体においては独立就農5年後に農業で生計が成り立つ250万円程度）、労働時間（家族経営体、企業的経営体においては、主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度、新たに農業経営を営もうとする青年等の個別経営体においては、主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとして、これらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

なお、農業経営目標については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえ、次のとおりとする。

区分	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経営体	露地野菜	6ha	ごぼう 守口大根	5戸	3ha
	鉢花	40a	ポインセチア ガーベラ	1戸	—
	養豚	母豚50頭	—	1戸	—
企業的 経営体	水稻主体＋ 借地主体型	水稻15ha 転作麦16.5ha	水稻・麦	1戸	8ha
個別 経営体	露地野菜	30a	ネギ ダイコン	1戸	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

認定農業者を中心として効率的かつ安定的な農業経営を展開することとし、「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に認定農業者を位置づけ、とりわけ水稻、麦作等の土地利用型農業にあつては農用地の利用集積による規模拡大の必要があり、農業委員会や愛知北農業協同組合と連携して農地の流動化を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本地域は担い手不足から農地を手放す農家も多く、また農業の継続が困難な農家も多い。したがって、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付ける方策を通じて、農地の利用集積を進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域は既に、必要な近代化施設はほぼ整備済みである。当面は新たな投資を抑制し、既存の近代化施設を有効利用するものとする。

2 農業近代化施設整備計画

本地域は既に、必要な近代化施設はほぼ整備済みである。ライスセンターについては愛知北農業協同組合管内において施設の相互間利用が可能となっているものの、施設の老朽化に伴い、その他の近代化施設と同様に今後の利用体制について検討していくことが必要である。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化、ならびに農業従事者の減少が進行する本地域にあって、新規就農者の育成・確保はもとより、既存の農業従事者のさらなる意欲を引き出し、魅力ある農業を目指すことが急務となっている。したがって、農業の魅力について情報を発信するとともに、新規就農希望者への情報提供を行い、既存の農業従事者には農業経営・技術に関する知識、営農資金や農地取得に関しての必要な情報提供及び知識の習得について支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者に対しては営農設計の作成指導や経営開始にあたっての支援資金等の相談・活用の濃密な指導を行い、併せて農業者の教育施設や営農知識の修得についての情報提供等を行う。

青年農業者に対しては、地域活動へのより積極的な取組みと技術改良・経営改善等についての自主的な研究活動が行えるよう指導・支援する。

高齢就農者等についても、個々の条件を踏まえた的確な指導・支援を行い、就農の定着を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は名古屋市から約20kmの距離に立地し、町の中央部を名鉄犬山線が南北に縦貫し、扶桑駅から名古屋駅まで急行で約25分と公共鉄道交通の便もきわめて良く、国道41号など交通条件に恵まれていることから、農家世帯においても安定した就労の場が確保されてきたが、昨今の経済動向にかんがみ、農業従事者の農業以外の就業機会は必ずしも安定した見通しがあるとはいえない。このため、新たな就業機会の創出に努めるものとする。

単位：人

区分		従業地						合計		
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	18	16	34	49	45	94	67	61	128
自営兼業	—	3	3	6	9	8	17	12	11	23
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	—	1	1	2	1	1	2	2	2	4
総計	—	22	20	42	59	54	113	81	74	155

(注) 平成22 農林業センサス、市町村内と市町村外は国勢調査の就業地割合の按分による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の多くは他に安定した就業の場を確保しているとみられるが、これら既存の就業機会に頼ることなく、名古屋市近郊の優位性を活用し、国道41号沿いの高雄東部地区は「産業流通ゾーン」として、工場等の適正な経営の継続や新たな立地の誘導等を促し、新たな農業就業機会の創出に資する土地利用を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

自然災害から住民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えるため、扶桑町地域防災計画の適時見直しを図るとともに、資機材整備の支援や訓練、研修、講習会などを通じた自主防災組織の強化育成等、地域における自主的な防災活動を促進する。

特に、本地域は風水害に対しては被害を受けやすいため、浸水対策として貯留浸透施設の設置等、総合的な治水対策を推進する。また、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念されているため、扶桑町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震性向上を図り、地震による被害軽減対策を推進する。

消防体制については丹羽広域事務組合消防本部及び扶桑出張所にて対応がなされている。消防施設や設備、資機材の整備とともに、消防団員の確保や訓練・研修等の充実など、消防力の強化を図る。また、増加し続ける救急要請においても救命率を上げるため医療機関との連携や応急手当の普及啓発等を実施する。

交通安全及び防犯については、扶桑町交通・防犯推進協議会が中心となり、関係機関や町内団体等との連携のもとで、交通安全と防犯に関する啓発活動に努めている。また、事故が多発する箇所や危険性が高い箇所では、信号機や横断歩道、道路照明灯、カーブミラー等交通安全施設や防犯施設の設置を進めるとともに、各地域で自主的な活動を行う防犯パトロール隊やスクールガード、交通少年団等への情報や啓発資材等の提供を行い、地域と行政、警察の指導による地域ぐるみの交通安全・防犯活動を推進する。

(2) 保健性

保健医療については、各種検診・指導等の内容の充実を図り、健康維持、病気の予防に努める。

上水道については、給水開始から既に40年が経過するため、老朽管の更新や漏水多発路線の配水管布設替工事を計画的に進めるとともに、安心して利用できる水道水の安定供給に向けて、上水道事業の財政基盤の強化と水源施設等の整備を図る。

下水道は全体計画約796haのうち市街化区域の405haを優先的に整備しており、平成25年度末には180.5haを供用開始している。下水道事業計画区域外の地域においては、し尿汲み取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

ごみ処理については、江南丹羽環境管理組合のごみ焼却処理施設が建設後30年以上経過し、施設の適正な維持管理を図りつつ、人と環境にやさしい持続可能な資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化と資源化により適正な処理を推進する。

(3) 利便性

交通の利便性は、農村生活環境の重要な要素であるため、幹線道路、生活道路の整備を推進する。地域情報化については、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワークを活用した電子自治体を構築し、多様な住民サービスの提供に取り組む。また、広報紙、広報無線、ホームページ等を通じて施策の周知や町民生活に密着した行政情報の提供を充実する。

(4) 快適性

公園・緑地については、町民の意見や要望を参考にしながら、ユニバーサルデザインを考慮した整備・再整備を推進する。また、高齢化社会の進展に伴い、総合福祉センター、老人憩の家、サングリーンハウスなどの現施設のより一層の活用、きめ細かな高齢者福祉対策の充実を図る。

(5) 文化性

扶桑文化会館・中央公民館は地域住民の文化創造活動の拠点となっており、文化及び芸術に直接ふれる機会や社会活動の充実を図る。

図書館については、図書、雑誌及び書籍等の充実とともに情報の高度技術化等に対応した提供サービスの充実を図る。

また、町民の学習活動等の拠点である学習等供用施設及びスポーツの拠点である体育館及びプールを含め、各施設・設備は老朽化が進んでいるため、計画的な改修を実施する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第9 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号；該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号；該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号；該当なし）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図（付図7号）
- 8 表示の手段としての平面図（付図8号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地域・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	木津用水以東、市町村界で囲まれた地域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約74ha
A-2	市街化区域の境界線及び県道一宮犬山線以東と木津用水以西の市町村界で囲まれた区域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約14ha
B-1	大字小淵の江南市境界線以東の区域で町道草井犬山線、山那五郎丸線県道一宮犬山線の以北の区域	付図1号に示す黄色及び橙色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約18ha
B-2	町道草井犬山線及び山那五郎丸線以南の区域で、市街化区域及び県道斎藤羽黒線に囲まれた区域	付図1号に示す黄色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約37ha
B-3	県道斎藤羽黒線以南の区域で市街化区域と江南市境界線に囲まれた区域	付図1号に示す黄色以外の土地（詳細については付図8号のとおり）	約10ha
計			約153ha

イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

本地域については設定しない。

(2) 用途区分

下表の「地域・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地域・区域番号	用途区分
A-1	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
A-2	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
B-1	農地：付図1号に示す黄色の区域 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の区域
B-2	農地：付図1号に示す黄色の区域
B-3	農地：付図1号に示す黄色の区域

詳細は付図8号のとおり